（契約者等による報告）

第88条　契約者等である当事者は、以下の各号の甲欄のいずれかに該当し又は該当するに至った場合には、遅滞なく、対応する乙欄に定められた事項につき、紛争解決委員に対して書面で報告しなければならない。

	甲	乙
⑴	当該契約者等につき、国内倒産処理手続の開始の決定がなされたとき。	①　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の決定がなされた旨 ②　当該決定の主文及び年月日
⑵	当該契約者等につき後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又はこれらを取り消す審判がなされたとき。	①　後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判又はこれらを取り消す審判がなされた旨 ②　当該審判の主文及び年月日
⑶	当該契約者等が消滅会社となる合併契約が締結されたとき。	①　吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の商号、本店所在地及び当該会社の代表者の氏名 ②　当該合併に係る公告が官報又は日刊紙に掲載される日及び日刊紙に掲載される場合にあっては当該日刊紙の名称 ③　効力発生日
⑷	紛争解決手続の対象である権利又は義務を承継の対象とする、吸収分割契約を締結し若しくは新設分割計画を定めたとき。	①　吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の商号、本店所在地及び当該会社の代表者の氏名 ②　紛争解決手続の対象である債務につき効力発生日後、吸収分割会社又は新設分割会社に対して履行の請求をすることの可否 ③　当該分割に係る公告が官報又は日刊紙に掲載される日及び日刊紙に掲載される場合にあっては当該日刊紙の名称 ④　効力発生日
⑸	前各号に掲げる場合のほか、細則に定める事由が生じたとき。	細則に定める事項

2　前条第２項第２文、第３項第２文、第５項及び第６項の規定は、契約者等である当事者につき準用する。

（和解案の作成及び受諾の勧告）

第89条　紛争解決委員は、申立てに係る紛争の解決に必要な和解案を作成し、当事者に対し提示して、その受諾を勧告することができる。

2　当事者双方が紛争解決委員の和解案を受諾したときには、その時点で当該和解案の内容で和解が成立したものとする。この場合、紛争解決委員は、細則に定めるところに従い和解書を作成し、当事者に交付し又は送達する。

（特別調停案）

第90条　紛争解決委員は、前条の和解案の受諾の勧告によっては当事者間に和解が成立する見込みがない場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、貸金業務関連紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示することができる。この場合において、紛争解決委員は、相当の期間を定めて当事者に諾否の回答を求めなければならない。

2　当事者である協会員等は、特別調停案の提示を受けたときには、これを受諾しなければならない。但し、以下の各号のいずれかに掲げる事由がある場合にはこの限りでない。

⑴　当事者である契約者等が当該和解案を受諾しないとき。

⑵　当該特別調停案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されておらず、当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾したことを当事者である協会員等が知った日から１月を経過する日までに当該請求に係る訴訟が提起され、かつ、同日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

⑶　当該特別調停案の提示の時において当該紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されている場合において、当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾したことを当事者である協会員等が知った日から１月を経過する日までに当該訴訟が取り下げられないとき。

⑷　当事者である契約者等が当該特別調停案を受諾したことを当事者である協会員等が知った日から１月を経過する日までに、当該紛争解決手続が行われている貸金業務関連紛争について、当事者間において仲裁法第２条第１項に規定する仲裁合意がされ、又は当該和解案によらずに和解若しくは調停が成立したとき。

3　当事者である協会員等が特別調停案の受諾を拒む場合には、拒否の事由を明らかにして書面により行わなければならない。

4　当事者の双方が特別調停案を受諾するときには、その時点で、提示された特別調停案の内容で和解が成立したものとする。この場合、紛争解決委員は、細則に定めるところに従い和解書を作成し、当事者に交付し又は送達する。

（紛争解決手続の終了）

第91条　紛争解決委員は、次の各号のいずれかの事由があるときには、紛争解決手続を終了するものとする。

⑴　紛争解決手続につき前二条の規定により和解が成立したとき。

⑵　紛争解決手続の目的である請求と同一の請求につき、判決が確定し、調停が成立し、又は裁判上若しくは裁判外の和解（民事調停法第18条第３項に基づき和解と同一の効力を有することとされる同法第17条第１項の決定を含む。）が成立したとき。

⑶　第62条第３項の照会から30日が経過しても契約者等から紛争解決手続実施同意が得られないとき又は協会員等が正当な理由に基づき紛争解決手続に応ずることを拒んだとき。

⑷　申立てが受理されてから180日が経過しても当事者間に和解（前条第４項の場合を含む。）が成立する見込みがないと認められるとき。

⑸　その他紛争解決手続を継続しがたい事由があるとき。

2　紛争解決委員は、前項第２号から第５号の規定により紛争解決手続を終了した場合には、その旨及びその理由その他細則で定める事項を当事者に通知しなければならない。

（申立ての取下げによる終了）

第92条　申立人は、紛争解決委員が選任される前であるときには紛争受付課に対し、紛争解決委員が選任されたのちは当該紛争解決委員に対し、細則で定めるところに従い、細則で定める事項を記載した書面を提出することにより、申立てを取り下げることができる。

2　申立人が申立てを取り下げたときには、紛争解決手続開始前である場合には開始せず、開始後である場合には終了する。但し、申立人が加入貸金業者である場合であって、相手方が紛争解決手続実施同意の回答をしている場合には、当該取下げにつき相手方の同意を得た場合に限る。

3　申立人が申立てを取り下げた場合において、相手方に対し第79条により通知が発せられている場合には、前項但書の場合を除き、紛争解決委員は、細則で定めるところに従い、相手方に対し、紛争解決手続が申立ての取下げにより終了した旨を通知しなければならない。

4　第２項但書の場合、紛争解決委員は、相手方に対し、申立ての取下げがあった旨及びこれに同意するか否かについて、相当な期間を定めて書面による回答を求めなければならない。相手方が当該取下げに同意した場合には、紛争解決委員は、当事者双方に対し、紛争解決手続が申立ての取り下げにより終了した旨を通知しなければならない。

第６節　雑則

（標準処理期間）

第93条　貸金業相談・紛争解決センターは、申立てが受理されてから６か月以内に紛争解決手続を完了するよう努めなければならない。

2　前項の期間内に紛争解決手続が完了しなかった場合には、紛争受付課は、紛争解決委員の指示に基づき、当事者に対し、紛争解決手続の進行の状況について報告しなければならない。この場合において、紛争解決委員が相当と認めるときは、契約者等である当事者に対し、当該紛争の解決を実施する国の機関、地方公共団体又は指定紛争解決機関等その他の民間事業者を案内するものとする。